

愛知県内の建設業者の皆様へお知らせ

法人番号の記入が義務付けられます！

1. 法人番号記入欄の追加について

平成28年11月1日施行の建設業法施行規則の改正により、同日以降に建設業許可申請書、変更届出書、事業年度終了届出書を提出される法人の方は、申請・届出書類に法人番号を記入していただくこととなります。

※法人番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、平成28年1月1日より国税庁長官から指定・通知される番号のことです。全ての法人番号は、[国税庁HP](http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/)において検索することができます。

「法人番号公表サイト」(<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)

これに伴い、平成28年11月1日以降、以下の様式が変更されますのでご注意ください。

- ・様式第1号（建設業許可申請書）
- ・様式第22号の2（変更届出書（第1面））
- ・事業年度終了届出書表紙

2. 確認資料について

申請・届出書類に記入された法人番号に誤りがないか確認するため、平成28年11月1日以降に初めて建設業許可申請書、変更届出書、事業年度終了届出書のいずれかを提出される方は、当該法人番号が記載されている、以下のいずれかをご持参ください。

- ・国税庁より送付された、法人番号指定通知書の写し
- ・上記「法人番号公表サイト」において、申請者の法人番号が表示された画面を印刷したもの

※一度法人番号が記入された書類を提出された方については、次回以降、提出済みの書類にて法人番号の確認をしますので、確認資料は不要です。

3. 経営事項審査を受けられる方へ

経営事項審査においても、法人番号を記入するよう申請書（様式第25号の11）が変更されます。平成28年11月1日以降に経営事項審査を受けられる方で、法人番号が記入された建設業許可申請書、変更届出書、事業年度終了届出書のいずれも提出したことのない方は、経営事項審査申請時に、上記2の確認資料をご持参ください。

※個人事業主の方は、法人番号の記入や確認資料の持参は、全て必要ありません。

お問い合わせ先 愛知県建設部建設業不動産課 建設業第二グループ
電話番号 052-954-6503